

## 足立区広報紙モニター設置要綱

### (設置)

第1条 あだち広報（以下「広報紙」という。）に対する読者の率直な評価、要望、意見等を聴取し、よりよい広報紙づくりに反映させるため、足立区広報紙モニター（以下「モニター」という。）を置く。

### (職務)

第2条 モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙に関するアンケートに回答すること。
- (2) 広報紙に関する意見交換会に出席すること。
- (3) その他区が依頼する広報業務に関することに協力すること。

### (定数)

第3条 モニターの定数は、60名とする。

### (募集及び選任)

第4条 政策経営部長は、資格要件を定めた上で広くモニターを募集し、制度の効果的な運営を図るため、地域、年齢、性別等が偏在しないように考慮し、適当と認める者を定数以内で選任する。

### (資格要件)

第5条 モニターは、広報紙への関心及び積極的協力の意思のある者で、次の各号の全てに該当しなければならない。

- (1) 満18歳以上であること。
- (2) 足立区内に在住、在学又は在勤していること。

### (任期)

第6条 モニターの任期は1年とする。ただし、モニターの再任を妨げない。

- 2 モニターは、3期以上連続して再任されることはない。
- 3 2期満了後、5年間は再任されることはない。

### (選任基準)

第7条 モニターの申込者は区が指定する広報紙の発行号及び主題に基づき作文を提出し、政策経営部長は当該作文を次に掲げる基準に基づき採点のうえ、モニターを選任する。

- (1) 区が指定する文字数を遵守できているか。
- (2) 区が指定する広報紙の該当号を熟読していると判断できるか。
- (3) 区が指定する広報紙の該当号の内容を踏まえ、申込者自らの意見を述べられていると判断できるか。

### (選任の取消し)

第8条 モニターが次の各号のいずれかに該当したとき、政策経営部長は選任を取り消すものとする。

- (1) モニターが資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) モニターが辞退を申し出たとき。
- (3) モニターがその職務を遂行できないと認められるとき。

(謝礼)

第9条 モニターへの謝礼は、次のとおり支払うこととする。

(1) アンケートの回答1回につき1,000円分のQUOカードを渡す。

(2) 広報紙に関する意見交換会に出席し、又は区が依頼した職務に従事した場合は、1回につき1,000円分のQUOカードを渡す。

(事務処理)

第10条 モニターに関する事務は、政策経営部報道広報課が所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、モニターによる調査に必要な事項については政策経営部長が別に定める。

付 則 (6足政広発第347号 令和6年7月1日 政策経営部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。